

地方税法及び港区特別区税条例（抜粋）

地方税法

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

附則第五十九条第三項

3 第十五条の二（第一項から第三項までを除く。）、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

（徴収猶予の申請手続等）

第十五条の二第八項

8 第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から**当該地方団体の条例で定める期間内**に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

第十五条の二の二 徴収猶予の通知

第十五条の二の三 徴収猶予の効果

第十五条の三 徴収猶予の取消し

第十五条の九 納税の猶予の場合の延滞金の免除

港区特別区税条例

（徴収猶予の申請手続等）

第五条の三第七項

7 法第十五条の二第八項に規定する条例で定める期間は、二十日とする。